

宮崎県スポーツ医・科学委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。）定款第51条第2項の規定に基づき、宮崎県スポーツ医・科学委員会（以下「委員会」という。）に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 委員会は、定款第4条に基づき、次の事業を行う。

- (1) 競技力向上についての医・科学的研究に関すること。
- (2) スポーツ振興についての医・科学的研究に関すること。
- (3) 県民のスポーツに関する健康管理、安全管理及びスポーツ相談に関すること。
- (4) その他、委員会の目的達成のために必要なこと。

(委員)

第3条 委員会に、委員15名以上30名以内を置く。

2 委員のうち1名を委員長とする。また、委員長以外の委員のうち3名以内を副委員長とする。

(委員の選出等及び任期)

第4条 委員は、次の各号により選出する。

- (1) スポーツ医・科学関係機関団体において、スポーツ医・科学関係者を若干名選出する。
- (2) 本会理事会において、本会理事及び学識経験者から若干名選出する。
- 2 委員長は、委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会会長が委嘱する。
- 3 副委員長は、委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会会長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(職務等)

第5条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 委員は、委員会を構成し、定款及びこの規程に定めるところにより、委員会の職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、規程の改廃、事業計画、事業予算そのほか本会理事会から諮問された事項について審議する。
- 3 委員会の会議は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(部会等)

第7条 委員会は、第2条の事業を行うために必要な部会等を設置することができる。

(経費)

第8条 委員会の経費は、本会の助成金をもって支弁し、定款及び規程の定めるところにより処理する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、本会事務局内に置く。

(規程の変更)

第10条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、本会理事会で審議して、会長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。